

平成30年度PET（陽電子放射断層撮影）検査利用申込みについて

1 助成対象者

平成30年度末において、30歳以上の組合員、35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者を助成対象とします。

なお、PET検査利用助成を受ける場合、同一年度において、人間ドック利用助成を受けることはできません。

2 受診期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとします。

3 PET検査実施機関等一覧

検査実施機関	検査料金		電話番号	検査実施曜日
	検査料金 (税込み)	自己負担額		
栃木県済生会宇都宮病院	109,620円	47,620円	028-643-4441	月火水木金
宇都宮セントラルクリニック	109,296円	47,296円	028-657-7302	月木金土
国際医療福祉大学病院	91,800円	29,800円	0287-38-2751	月火水木金

※ 検査料金等は、平成29年10月1日現在での料金等になりますので、変更になる場合もあります。

4 申込期限

「平成30年度PET検査利用申請書」に必要事項を記入し、各所属所の提出期限までに共済組合事務担当課に提出してください。

5 利用承認書の交付

PET検査の利用を承認したときは、「PET検査利用承認書」を交付しますので、検査当日に検査機関へ提出してください。

6 検査日の変更・取消し等

(1) PET検査利用承認書を交付後に検査日を変更する場合は、検査機関と直接日程調整をした上で、共済組合に連絡してください。

また、検査機関を変更する場合や、提出期限後に申込みをする場合は、直接検査機関にPET検査の申込みをした上で、共済組合に申請書を提出してください。その際、検査機関の変更の場合は、変更前の検査機関への検査取消しも直接行ってください。

(2) 検査を取消す場合、又は組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者の資格を喪失した場合は、検査機関及び共済組合に連絡したうえで、「PET検査利用承認書」を共済組合に返送してください。

(3) 検査年月日を基に検査機関が検査年月日を指定しますので、指定された検査日に受診できないときは、直接検査機関と日程調整をしてください。

なお、予定日直前のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがあります。

7 助成金額

平成29年度の助成金額は、年齢や組合員区分にかかわらず62,000円ですが、平成30年度の助成金額は未定です。

8 健康診断等の受診について

実施するPET検査は、労働安全衛生法で定められた健康診断の項目を満たしていないため、PET検査を受診した組合員については、所属所で行う健康診断を必ず受診しなければなりません。

また、特定健康診査対象者（40歳～74歳の被扶養配偶者、任意継続組合員及び任意継続組合員被扶養配偶者）についても、PET検査では特定健康診査に必要な項目を満たしていないため、特定健康診査受診券により、住民健診又は個別健診を必ず受診してください。

9 PET検査における諸注意

- (1) PET検査は、ブドウ糖に近い成分の検査薬を体内に注射するため、当日の血糖値の数値などによっては、検査が行えないことがあります。その場合、キャンセル料は発生しません。
- (2) 各検査機関で行うPET検査は、PET検査とCT検査をあわせて行う「PET/CT検査」となるため、その分被曝量が多くなりますが、健康上問題とはならない量とされています。

10 個人情報について

- (1) 本申請書に記載された個人情報は、受付事務処理のため検査機関へ提供します。また、本申請に係る業務処理以外の目的には使用しません。
- (2) 受診されたPET検査結果については、組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者の健康管理や結果分析、保健事業の効果検証を目的として、検査機関から提供を受け継続的に保存するとともに、分析結果等を、匿名性を十分に考慮したうえで公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。